

「広報おおた」制作業務委託
プロポーザル実施要領

太田市企画部

広報課

令和 7 年 1 1 月

1 事業目的と概要

広報紙「広報おおた」は、市の施策や暮らしに必要な情報、各種イベント・行事など、市民に関わりの深い情報を広く伝えるための情報伝達媒体として非常に重要な役割を果たしている。

本業務は、「広報おおた」を通じ市民に必要な情報を正しく伝えるため、事業者がもつ編集・デザイン・校正のノウハウを活用して市民目線での紙面作成を行うことを目的に実施する。そのため、委託事業者の選定は、企画提案を求め、その内容および能力等を総合的に比較し、行うものである。

以上のことから、本業務の委託先事業者は、公募型プロポーザル方式により最も適格と判断されるものを選定することとし、その方法等を以下のとおり各項に定める。

2 発注業務の概要等

(1) 業務名称

「広報おおた」制作業務

(2) 業務内容

編集会議への参加、全紙面のレイアウト・ロゴ・表・地図等の作成等

具体的な内容は、別紙「「広報おおた」制作業務委託 仕様書」（以下、仕様書という）を参照のこと。

(3) 履行期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

(4) 委託上限額

87,714千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 選考方法

公募型プロポーザル方式とする。

(6) 事務局

本プロポーザルの実施は、太田市企画部広報課を事務局として行うものとする。

3 参加資格

本業務のプロポーザルに参加する提案者は次の要件を全て満たすもので、市からの委託業務を適格に遂行するに足る能力を有する者とする。

(1) 参加申請書提出時において、本市が規定する入札参加資格を有していること。

(2) 本業務と同類の業務を実施した実績を有する者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(4) 参加申請書の提出の日から選定結果の通知の日までの間、太田市入札参加資格停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、

または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- (6) 銀行の取引停止、または差押えを受けていない者であること。
- (7) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者および禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人ではないこと。
- (8) 太田市暴力団排除条例及び太田市の事務事業からの暴力団排除に関する要綱に基づく措置を受けていないこと。
- (9) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (10) その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れのないこと。

4 実施スケジュール

項 目	日 程
プロポーザル公告	令和7年11月27日（木）
質問書の受付期間	11月28日（金）～12月2日（火）
質問回答	12月 3日（水）
参加申請書の受付期間	4日（木）～ 8日（月）
参加資格結果通知	9日（火）
企画提案書等の提出期間	10日（水）～ 17日（水）
審査	令和8年 1月 8日（木）
審査結果通知、公表	14日（水）
委託契約締結	16日（金）

5 配布書類

- (1) 配布期間
 - 4 実施スケジュールのとおり
- (2) 入手方法
 - 太田市ホームページ（<https://www.city.ota.gunma.jp/>）からダウンロード
- (3) 配布書類
 - ・「広報おおた」制作業務委託プロポーザル実施要領（本書）
 - ・仕様書
 - ・参加申請書（様式1）
 - ・会社概要（様式2）
 - ・同類業務実績（様式3）
 - ・質問書（様式4）
 - ・企画提案書表紙（様式5）
 - ・サンプル作品（詳細はプロポーザル作品作成要領のとおり）

- ・業務実施体制 (様式 6)
- ・配置予定技術者調書 (様式 7)
- ・辞退届 (様式 8)

6 参加申請

本プロポーザルに参加しようとする者は、関係書類を次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

提出物	様式	提出部数
参加申請書	様式 1	1 部
会社概要	様式 2	1 部
同類業務実績	様式 3	1 部

(2) 提出期間

4 実施スケジュールのとおり

(3) 提出方法

事務局へ郵送または持参するものとする。

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、12月9日(火)午後5時までに参加申請書記載の電子メールアドレス宛てに結果を通知する。なお、参加資格を有すると確認された者が6者以上の場合、書類審査を行い、企画提案書の提出者を上位5者まで選定する。

7 企画提案書の提出

本プロポーザルに関する企画提案書は仕様書に準拠した提案内容とし、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

提出物	様式	特記事項
企画提案書	任意	表紙は様式 5 を使用すること。枚数等の制限は定めない。
サンプル作品	A 3	詳細はプロポーザル作品作成要領のとおり
業務実施体制	様式 6	分担業務の内容が明確となるような体制表(組織図)を記入し、または添付すること
配置予定技術者調書	様式 7	該当者の氏名、経歴、実績等を記載すること。なお、保有資格については、証明書類の写しを添付すること。
業務工程表	任意	A 3・横・片面・カラー 1 枚とすること。 契約締結から第 1 号(広報おおた 4 月 1 5

		日号) 発行までの工程を示すこと。
業務見積書	任意	書式は自社様式で可とするが、仕様書に準拠した内容とし、内訳を添付すること。

(2) 提出期間

4 実施スケジュールのとおり

(3) 提出方法

提出書類については、上記の表の順序で製本し、項目ごとにインデックスを付け、簡易な紙ファイルで個別に綴じて11部（正本1部、副本10部）提出すること。正本と副本の内容は全て同一とするが、副本への押印は省略することができる。なお、正本と副本とが識別できるように提出すること。また、紙ファイルと同一の電子データ（PDF、押印省略可）をメールまたは電子記録媒体（CD-R、DVD-R）で提出すること。その他提出先等については、前述「6 参加申請（3）」と同様とする。

8 企画提案書の取り扱い等について

(1) 提出された書類は一切返却しない。

(2) 提出された企画提案書等は、提案者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから原則として公開しないものとするが、太田市情報公開条例（平成17年太田市条例第9号）の規定に基づき、開示することがある。このため、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないものとし、当該情報が含まれている場合には、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講ずること。

9 質問及び回答

本要領及び仕様書等に不明な点がある場合は、質問書（様式4）を次の方法で提出すること。

(1) 提出期間

4 実施スケジュールのとおり

(2) 提出方法

電子メールで提出すること。電話・口頭及び期限後の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

12月3日（水）午後5時（予定）に市HPにて全ての回答を掲載する。

10 辞退

参加申請書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を次の方法で提出すること。

(1) 提出期間

12月17日（水）まで

(2) 提出方法

前述「6 参加申請（3）」と同様とする。

1.1 審査方法

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を公正に決定するため、本プロポーザルの選定委員会を設置する。選定委員会は書類審査及びヒアリングにより総合的に審査をする。

(1) 実施概要

ア) 日時 令和8年1月8日（木）

イ) 場所 太田市役所

ウ) 出席人数 3人以内

エ) 提案内容の説明

説明者は実際に事業を担当する者を含むものとし、提出した企画提案書に基づき説明すること。

オ) プレゼンテーション・ヒアリング時間

・提案者からの説明時間 30分間程度

・太田市からの質問時間 10分間程度

カ) プレゼンテーション方法

新たな資料は映像のみ可とする。映像はモニター（75型）に投影できる仕様とする。その他手法で投影が必要な場合は、企画提案書提出時に申し出ること。

キ) その他

プレゼンテーション開始時間・開催場所等の詳細については、全ての企画提案書が提出された後、12月18日（木）に参加申請書記載の電子メールアドレス宛てに通知する。

(2) 審査結果

審査結果は、1月14日（水）に電子メールで通知する。

(3) その他

審査内容等は公表しない。また、結果に対する異議申し立ては受け付けないこととする。

1.2 審査基準

項目		評価基準
業務実績・実施体制		
1	業務実績等	本業務が遂行可能と判断できる十分な実績を有して

		いるか。または、当該業務を円滑に推進するために必要な経営基盤を有し、かつ十分な管理能力を有しているか。
2	業務実施体制等	本業務と同種または類似する業務実績がある技術者が本業務に適正に従事することができるか。また、本業務について、円滑かつ確実に業務遂行するための適切な人員配置及び役割分担がなされているか。
提案内容		
3	企画立案	広報おおた事業の目的及び本事業の目的・企画を理解し、最大限の効果が得られる提案となっているか。市民が広報おおたを認知し、読みたくなる仕組みが考慮されているか。
4	アイデア	市民の満足度向上や新たな読者獲得に結び付くアイデアが付加されているか。現行の広報おおたの課題を解決できる提案が含まれているか。
価格		
5	見積金額	業務を実施するための金額として妥当か。
プレゼンテーション全般		
6	的確性・実現性	提案内容が適切で、知識や経験、他地域等での実績に裏付けられた実現性のある提案か。
7	信頼性・表現力	提案内容がわかりやすく、説得力があるか。

1 3 契約

- (1) 審査により委託契約交渉順位第一位となった候補者と委託契約締結に向けた協議を行う。契約交渉が不調のときは、1 1 により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約は本プロポーザルに基づく随意契約とする。
- (3) 契約にあたっては太田市契約規則（平成 1 7 年太田市規則第 7 5 号）に基づくこととする。

1 4 その他

- (1) 当該プロポーザルに関する提案書の作成・提出・プレゼンテーション等の一切の経費は参加者が負担する。
- (2) 提案は 1 社につき、1 件とする。
- (3) 提出期限を過ぎても必要書類が到着しない場合は、棄権したものとみなす。
- (4) 提案内容の実施に際しては、事務局と再度協議を要することとする。
- (5) 参加者が次のいずれかに該当する場合は失格となる。

- ア) 見積額が委託料上限額を超えている場合
- イ) 契約締結時までに前述 3 の参加資格を欠いていることが判明した場合
- ウ) 契約に向けて必要な協議が不調に終わった場合
- エ) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合
- オ) 前各号に定めるほか、著しく信義に反する行為等、選定委員長が失格であると認定した場合

15 事務局

〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号

太田市役所 企画部

広報課広報係（担当 森田・今井・三垣）

TEL 0276-47-1812

Eメール 005810(a)mx.city.ota.gunma.jp ((a)を@に変換してください)